

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成31年2月14日（平成31年（行情）諮問第109号及び同第110号）及び同月18日（平成31年（行情）諮問第117号，同第122号及び同第123号）

答申日：令和4年3月31日（令和3年度（行情）答申第613号ないし同第617号）

事件名：概算要求明細表における諸謝金について「人数」の積算根拠等が算用（アラビア）数字を用いて記載されている文書の開示決定に関する件（文書の特定）

概算要求明細表における諸謝金について「人数」の増加分の積算根拠等が算用（アラビア）数字を用いて記載されている文書の開示決定に関する件（文書の特定）

超過勤務手当の予算要求をする際に事務作業量等について定量的に算用（アラビア）数字を使用して積算等を行った文書の開示決定に関する件（文書の特定）

非常勤職員を採用する際等に事務作業量等について定量的に算用（アラビア）数字を使用して積算等を行った文書の開示決定に関する件（文書の特定）

非常勤職員の人件費，定員数の要求・内部の調整に関する文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1ないし別紙5の各1に掲げる文書（以下，順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書5」といい，併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき，別紙1ないし別紙5の各2に掲げる表1ないし表5の各表に掲げる文書1の各文書（以下，順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書5」といい，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，開示した各決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し，平成30年10月5日付け厚生労働省発職1005第3号及び第4号，同月9日付け厚生労働省発会1009第1号並びに同年9月25日付け厚生労働省発人0925第4号及び第6号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は

「諮問庁」という。)が行った各開示決定(以下,併せて「原処分」という。)について,他にも文書が存在するので特定すべきというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は,各審査請求書の記載によると,以下のとおりである。

一連の作業プロセスや決定事項の重要性,金額的な大きさを考えると,他にも文書が存在すると考えられる。費用対効果など様々な検証ができなくなる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件各審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は,法3条の規定に基づき,それぞれ開示請求手数料300円を納付し,別表Aの1欄及び2欄のとおり,処分庁に対し本件請求文書の開示を求める本件各開示請求を行った。
- (2) これに対して,処分庁が別表Aの3欄に掲げる原処分を行ったところ,審査請求人はこれを不服として,同表4欄のとおり,本件各審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件各開示請求に対し,本件対象文書を特定した原処分は妥当であると考ええる。

3 理由

(1) 本件各開示請求の経緯について

ア 本件各開示請求は,審査請求人が本件請求文書の開示を求めたものである。

イ これに対して処分庁は,本件請求文書に該当する文書として,別紙1ないし5の各2に掲げる表1ないし5に掲げる各文書(以下,併せてそれぞれ順に「本件文書1」ないし「本件文書5」という。)をそれぞれ特定し,審査請求人である開示請求者にこれらの文書名を一覧表(表1ないし5の欄1及び欄2に相当する部分)にして知らせるとともに,不足する分の開示請求手数料について,別表Bの2欄及び3欄に記載のとおり,求補正を行い,追納するよう求めた。

ウ しかしながら,審査請求人からは,各期限までに不足分の開示請求手数料が納付されなかったため,別表Bの4欄に記載のとおり,表1ないし5の各表の上から順に1件目に当たる本件対象文書について,その全部を開示する原処分が行われたものである。

(2) 原処分の妥当性について

ア 開示請求に係る手数料について

本件各開示請求に係る開示請求手数料については,法16条及び法施行令(平成12年政令第41号)13条1項1号の規定により,行

政文書一件につき、300円となる。

処分庁は、本件文書1ないし本件文書5の内容から、該当する行政文書の件数を本件開示請求1にあつては13件、同2及び同3にあつては各10件、同4にあつては21件、同5にあつては22件と特定し、これに係る開示請求手数料（本件開示請求1は3,900円、同2及び同3は各3,000円、同4は6,300円、同5は6,600円）から、それぞれの開示請求時に納付された開示請求手数料各300円を除く金額（本件開示請求1は3,600円、同2及び同3は各2,700円、同4は6,000円、同5は6,300円）の収入印紙を提出するよう、審査請求人に求めたものである。

イ 補正の手続について

法4条2項は、「行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」として、開示請求書に形式上の不備があった場合の補正について規定している。形式上の不備については、法4条1項の記載事項が記載されていない場合のほか、開示請求手数料を納付していない場合もこれに当たると解される。

本件各開示請求において、処分庁は、審査請求人に対して、別表Bの2欄及び3欄に記載のとおり十分な回答期限を設け、開示請求手数料分の収入印紙を提出するよう求めたが、期限までに提出がなかったものであり、形式上の不備が補正されなかったことは明らかである。

ウ 開示決定について

期限までに補正が行われなかったため、本件各開示請求時に納付された開示請求手数料各1件分に対応するものとして、特定した本件文書1ないし本件文書5のうち、それぞれの文書一覧の表の上から1件分の行政文書（本件対象文書）につき、その全部を開示する原処分を決定した。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、各審査請求書（上記第2の2）において、「他にも文書が存在すると考えられる」として原処分の取消しを求めているが、具体的な論拠は示されていない。また、本件各開示請求の経緯は上記3のとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、本件各開示請求については、開示請求手数料の追加納付がなかったものであり、これに対する補正の求めも適切に行われていることから、原処分は妥当であり、本件各審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審

議を行った。

- ① 平成31年2月14日 諮問の受理（平成31年（行情）諮問第109号及び同第110号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月18日 諮問の受理（平成31年（行情）諮問第117号，同第122号及び同第123号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 令和4年2月24日 審議（平成31年（行情）諮問第109号，同第110号，同第117号，同第122号及び同第123号）
- ⑥ 同年3月24日 平成31年（行情）諮問第109号，同第110号，同第117号，同第122号及び同第123号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求及び原処分の妥当性について

(1) 当審査会において各諮問書の添付資料を確認したところ，本件各開示請求から原処分に至る経緯は，以下のとおりである。

ア 審査請求人は，開示請求手数料として各300円を納付し，本件請求文書1ないし本件請求文書5の開示を求める計5件の開示請求を行った。

これに対し，処分庁は，本件請求文書に該当する文書として，本件文書1ないし文書5を保有していることを確認し，法施行令13条1項1号により，開示請求手数料の算定の基礎となる行政文書の数は，本件開示請求1にあっては13件，同2にあっては10件，同3にあっては10件，同4にあっては21件及び同5にあっては22件と特定し，必要な開示請求手数料を，それぞれ3,900円（300円×13件），3,000円（300円×10件），3,000円（300円×10件），6,300円（300円×21件）及び6,600円（300円×22件）と算定した。

イ 処分庁は，審査請求人である開示請求者に対し，別表Bの2欄に記載のとおり，本件文書1ないし本件文書5の一覧（表1ないし表5の各表の欄1及び欄2に相当する部分）を添付した上で，開示請求手数料の不足分額（本件開示請求1は3,600円，同2及び同3は2,700円，同4は6,000円，同5は6,300円）を期限までに納付するよう求めた（1回目の補正依頼）。

しかし，開示請求者からは，期限までに不足分の開示請求手数料が追納されなかった。このため，処分庁は，別表Bの3欄に記載のとおり，審査請求人に対し，改めて不足分の開示請求手数料を期限までに

納付するよう求めるとともに、期限までに追納がなされなかった場合には、1回目の各補正依頼書に添付した本件文書1ないし本件文書5の各一覧表の上から順に既に納付されている開示請求手数料に応じた件数分の文書について開示決定等を行う旨を通知した（2回目の補正依頼）。

しかし、2回目の補正依頼に対しても、開示請求者からは期限までに不足分の開示請求手数料が追納されず、開示文書についての希望の連絡もなかった。

ウ そこで、処分庁は、2回目の各補正依頼書で通知したとおり、1回目の各補正依頼書に添付した本件文書1ないし本件文書5の各一覧表の上から1件目の文書である本件対象文書1ないし本件対象文書5のみを本件対象文書として特定することとし、その全部を開示する原処分を行った。

(2) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、「他にも文書が存在すると考えられる」として、本件対象文書以外の文書についても納付した各300円の開示請求手数料の範囲内で特定し開示決定等をするよう求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 開示請求手数料については、法施行令13条1項1号により、開示請求に係る行政文書1件につき300円とされているが、同条2項において、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書（1号）又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書（2号）の開示請求を一の開示請求によって行うときは、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなし、手数料は300円で足りることとされている。

(2) 上記1のとおり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件文書1ないし本件文書5（表1ないし表5の2欄に掲げる各文書）を保有していることを確認しているが、審査請求人がそれぞれ300円の開示請求手数料しか納付していないことから、本件文書1ないし本件文書5の各一覧表の一番上の文書1の各文書のみを本件対象文書として特定し、全部開示する原処分を行っている。

(3) 複数の行政文書が上記（1）に記載の相互に密接な関連を有する文書として1件の行政文書とみなされるかどうかについては、当該文書の作成目的、背景事情、作成時期、記載内容及び管理態様等の個別事情を総合勘案して判断すべきであるところ、開示請求手数料算定の基礎となる行政文書の数を、本件開示請求1にあつては13件、同2及び同3にあつては各10件、同4にあつては21件、同5にあつては22件としたことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に補足説明を求めさせ

たところ、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求及び本件審査請求を受けた際に、関係部署の書庫等を探索し、厚生労働省において本件請求文書に該当する文書として保有している文書は、原処分に先立って特定した本件文書1ないし本件文書5の一覧表に掲げる各文書（本件開示請求1にあつては13件、同2及び同3にあつては各10件、同4にあつては21件、同5にあつては22件の文書）であることを確認している。これに対し、審査請求人は、必要な開示請求手数料の追納をしないにもかかわらず「他にも文書が存在すると考えられる」としていることから、その趣旨は、本件対象文書以外の文書についても納付した各300円の開示請求手数料の範囲内で特定し開示決定等をするよう求めていると解される。

イ 原処分に先立って特定した本件文書1ないし本件文書5は、事業の内容又は謝金対象者の職種等により区分され、保存期間が1年以上の文書については、それぞれ表1ないし表5の3欄に掲げる行政文書ファイルに編てつされ、保存されている。

また、本件においては、開示請求を受けた時点において、保存期間が1年未満の文書であっても本件請求文書に該当するものとして特定しており、これらについては、表1ないし表5の4欄にその旨を示している。

ウ 本件文書1ないし本件文書5の中には同一名称の文書も存在し、本件対象文書と同一名称の文書もあるが、これらの文書は、それぞれ異なる部署（局又は課）が管理する異なる行政文書ファイルに保存されていたり、行政文書ファイルに編てつされていなくとも異なる部署（局又は課）で保存されている文書であつて、文書の内容・性質が異なっていることから、開示請求手数料の算定に当たっては、各1件の文書となる。

エ なお、今般、改めて確認したところ、本件開示請求1（表1）の文書8ないし文書13及び同2（表2）の文書8ないし文書10は、それぞれ同じ部署で管理している同一名称の行政文書ファイルに保存されている同一名称の文書であるので、開示請求手数料の算定に当たって、正しくは、本件開示請求1にあつては8件、同2についても8件と算定すべきであることが判明した。

ただし、原処分時に審査請求人に特定し全部開示するとした本件対象文書は、それぞれ表1ないし表5の各2欄の文書1のみであるから、このことが結論に影響を及ぼすものではない。

(4) 当審査会事務局職員をして、厚生労働省のe-Gov上の行政文書ファイル管理簿を確認させたところ、表1ないし表5の3欄に掲げるとおりの行政文書ファイルが確認された。また、1年未満の文書に関する諮

問庁の上記（３）の説明についても、不自然、不合理な点は認められない。

このほか、審査請求人の主張等を踏まえても、本件対象文書１ないし本件対象文書５の各文書と相互に密接な関連を有する１件の行政文書とみなされるべき文書の存在をうかがわせる特段の事情等があるとも認められない。

- （５）本件においては、上記１（１）のとおり、原処分先立って特定した本件文書１ないし本件文書５の各一覧を１回目の補正依頼に添付した上で、２回にわたって不足分の開示請求手数料を期限までに納付するよう求めるとともに、２回目の補正依頼の際には、期限までに追納されなかった場合には、開示決定等を行う文書は、１回目の補正依頼に添付した各一覧表の上から順に、既に納付されている開示請求手数料に応じた件数分とする旨を明示していた経緯がある。

そこで、仮に、審査請求人の審査請求書（上記第２の２）の趣旨が、納付した各３００円の開示請求手数料により、本件対象文書以外の文書についても特定し開示決定等をするよう求めるものであるとしても、上記の求補正の経緯にもかかわらず、審査請求人からは、期限までに開示請求手数料が追納されることはなく、また、開示文書について希望の連絡もなかったことを踏まえれば、原処分に特定の瑕疵はないとすべきである。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書の外に特定すべき文書を保有しているとは認められず、原処分において本件対象文書のみを特定し、その全部を開示したことは、妥当である。

３ 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙1 本件開示請求1（諮問第109号）

1 本件請求文書1

概算要求明細表の諸謝金は、「人数」×「月当たり稼働日数」×「稼働月数」×「単価」等の計算方法で積算してあるが、この「人数」が50人以上になっている事項について、その「人数」の積算根拠や算定根拠等が算用（アラビア）数字を用いて記載されてあるもの（例：08081-129-06-0110諸謝金の受動喫煙防止等指導員は給与15日12月80人@10,259 147,730（千円）と積算してあるが、この80人の積算根拠や算定根拠等）

2 表1（本件文書1）

1 保存部局・課室等	2 文書番号及び文書名	3 e-Gov上の行政文書ファイル管理簿上の名称	4 備考	
職業安定局	雇用保険課	1 平成30年度歳出概算要求書（抜粋）	予算書等送付（平成29年度）	
	需給調整事業課	2 平成30年度歳出概算要求書（抜粋）	原義（労働者派遣事業係）2017年度	
	障害者雇用対策課	3 新規就職支援コーディネーターの人数について	平成29年度 職業相談・職業紹介関係綴	
雇用環境・均等局	総務課	4 平成30年度歳出概算要求額（査定表）	一 保存期間1年未満の文書	
人材開発統括官	若年者・キャリア形成支援担当参事官室	5 新規学卒者等への支援の充実	平成29年度新規学卒者等支援事業 原義	
	若年者・キャリア形成支援担当参事官室	6 フリーター等に対する就職支援	平成29年度フリーター等支援事業 原義	
	企業内人材開発支援室	7 人材開発支援助成金支給申請相談員の増員について	原義（平成29年度）	
	参事官室（能力評価担当）管理係	8 労働保険特別会計（職業安定局）平成30年度歳出概算要求額（査定表）	技能向上対策費補助金原義（都道府県職業能力開発協会費・2017年度）	担当課室、文書名及び行政文書ファイル管理簿名全てが同一
	参事官室（能力評価担当）管理係	9 同上	同上	

参事官室（能力評価担当） 管理係	1 0	同上	同上	のため、 1 件の文 書として 取り扱う べきもの であつた。
参事官室（能力評価担当） 管理係	1 1	同上	同上	
参事官室（能力評価担当） 管理係	1 2	同上	同上	
参事官室（能力評価担当） 管理係	1 3	同上	同上	

（注 1） 本件対象文書 1 は， 2 欄に掲げる文書 1 である。

（注 2） 上表は， 理由説明書の記載及び諮問庁の補足説明により作成した。

別紙2 本件開示請求2（諮問第110号）

1 本件請求文書2

概算要求明細表の諸謝金は、「人数」×「月当たり稼働日数」×「稼働月数」×「単価」等の計算方法で積算してあるが、この「人数」が前年度と比べて10人以上増えている事項（新規の非常勤職員分含む）について、その「人数」の増加分の積算根拠や算定根拠等が算用（アラビア）数字を用いて記載されてあるもの（例：08081-129-06-0110 諸謝金の受動喫煙防止等指導員は給与15日12月80人@10,259,147,730（千円）と積算してあるが、この80人が前年度より10人以上増加（若しくは新規の事項）していれば、その増加分の積算根拠や算定根拠等が算用（アラビア）数字を用いて記載されてあるもの）

2 表2（本件文書2）

1 保存部局・課室等	2 文書番号及び文書名	3 e-Gov上の行政文書ファイル管理簿上の名称	4 備考	
職業安定局	雇用保険課 1	平成30年度歳出概算要求書（抜粋）	予算書等送付（平成29年度）	
	需給調整事業課 2	平成30年度歳出概算要求書（抜粋）	原義（労働者派遣事業係）2017年度	
	障害者雇用対策課 3	新規就職支援コーディネーターの人数について	平成29年度 職業相談・職業紹介関係綴	
社会・援護局（社会）	地域福祉課 4	成年後見制度利用促進専門家会議に係る諸謝金積算	—	保存期間1年未満の文書
人材開発統括官	若年者・キャリア形成支援担当参事官室 5	新規学卒者等への支援の充実	平成29年度新規学卒者等支援事業 原義	
	同上 6	フリーター等に対する就職支援	平成29年度フリーター等支援事業 原義	
	企業内人材開発支援室 7	人材開発支援助成金支給申請相談員の増員について	原義（平成29年度）	
	参事官室（能力評 8	労働保険特別会計（職業安定局）平成	技能向上対策費補助金原義（都道府県職	担当課室，文書名及び行政

	価担当) 管理係		30年度歳出概算要 求額(査定表)	業能力開発協会費・ 2017年度)	文書ファイル 管理簿名全て が同一のため、 1件の文書 として取り 扱うべきもの であった。
	同上	9	同上	同上	
	同上	10	同上	同上	

(注1) 本件対象文書2は、2欄に掲げる文書1である。

(注2) 上表は、理由説明書の記載及び諮問庁の補足説明により作成した。

別紙 3 本件開示請求 3 (諮問第 1 1 7 号)

1 本件請求文書 3

超過勤務手当の予算要求をする際に事務作業量や業務量について、定量的に算用 (アラビア) 数字を使用して計算や積算等を行った文書

2 表 3 (本件文書 3)

1 保存部局・課室	2 文書番号及び文書名	3 e-Gov 上の行政文書ファイル管理簿上の名称	4 備考
会計課	1 超過勤務手当概算要求額調 (平成 29 年度)	—	保存期間 1 年未満の文書
	2 超過勤務手当概算決定額調 (平成 29 年度)	—	・保存期間 1 年未満の文書 ・予定経費に係るものであり, 1 の概算要求のものとは異なる。
労働基準局	3 超過勤務手当概算要求額調 (平成 29 年度) (労災勘定)	—	保存期間 1 年未満の文書
	4 超過勤務手当概算決定額調 (平成 29 年度) (労災勘定)	—	・保存期間 1 年未満の文書 ・予定経費に係るものであり, 3 の概算要求のものとは異なる。
	5 超過勤務手当概算要求額調 (平成 29 年度) (徴収勘定)	—	保存期間 1 年未満の文書
	6 超過勤務手当概算決定額調 (平成 29 年度) (徴収勘定)	—	・保存期間 1 年未満の文書 ・予定経費に係るものであり, 5 の概算要求のものとは異なる。
職業安定局	7 超過勤務手当概算要求額調 (平成 29 年度)	予算書等送付 (平成 28 年度)	
	8 超過勤務手当概算決定額調 (平成 29 年度)	予算書等送付 (平成 28 年度)	予定経費に係るものであり, 7 の概算要求のものとは異なる。

年金局 (事業 部門)	事業企 画課会 計室	9	超過勤務手当概算要 求額調(平成29年 度)	平成29年度 概算要求書	
		10	超過勤務手当概算決 定額調(平成29年 度)	平成29年度 概算要求書	予定経費に係るもので あり、9の概算要求の ものとは異なる。

(注1) 本件対象文書3は、2欄に掲げる文書1である。

(注2) 上表は、理由説明書の記載及び諮問庁の補足説明により作成した。

別紙4 本件開示請求4（諮問第122号）

1 本件請求文書4

非常勤職員を採用する際（若しくは、非常勤職員の人件費（諸謝金）を予算要求する際）に事務作業量や業務量について、定量的に算用（アラビア）数字を使用して計算や積算等を行った文書

2 表4（本件文書4）

1 保存部 局・課室	2 文書番号及び文書名	3 e-Gov上の 行政文書ファイル 管理簿上の名称	4 備考
人事課	1 平成29年度歳出概算要求額 査定表（抜粋）	—	保存期間 1年未満 の文書
総務課	2 同上	平成29年度予算 要求	
会計課	3 同上	—	同上
地方課	4 同上	—	同上
健康局	5 同上	—	同上
医薬局（旧食 品部）	6 同上	—	同上
職業安 定局	総務課 7 25厚生労働省所管（職業安 定局）平成29年度歳出概算 要求額査定表（抜粋）	原義綴り（予算執 行関係）（平成2 8年度）	
	雇用保 険課 8 2505労働保険特別会計 （職業安定局）平成29年度 歳出概算要求額査定表（抜 粋）	予算書等送付（平 成28年度）	
雇用環境・均 等局	9 平成29年度歳出概算要求額 査定表（一般会計）（抜粋）	—	同上
子ども家庭局	10 同上	—	同上
社会・援護局 （社会）	11 厚生労働省（社会援護局（社 会））平成29年度歳出概算 要求額査定表（抜粋）	—	同上
社会・援護局 （援護）	12 平成29年度歳出概算要求額 査定表（抜粋）	—	同上
障害保健福祉 部	13 厚生労働省（障害保健福祉 部）平成29年度歳出概算要 求額査定表（抜粋）	—	同上

老健局		1 4	平成 2 9 年度歳出概算要求額 査定表（抜粋）	—	同上
保険局		1 5	同上	—	同上
年金局	総務課	1 6	同上	—	同上
	事業企 画 課 （会計 室）	1 7	平成 2 9 年度歳出概算要求額 査定表（年金特別会計）（抜 粋）	平成 2 9 年度概算 要求書	
人材開発統括 官		1 8	平成 2 9 年度歳出概算要求額 表の該当部分	—	同上
政 策 統 括 官 （社会）		1 9	平成 2 9 年度歳出概算要求額 査定明細表（抜粋）	—	同上
政 策 統 括 官 （労働）		2 0	平成 2 9 年度歳出概算要求額 査定明細表（抜粋）	—	同上
政 策 統 括 官 （統計・情報 政策担当）		2 1	平成 2 9 年度歳出概算要求額 査定明細表（抜粋）	0 3 概算要求書	

（注 1）本件対象文書 4 は， 2 欄に掲げる文書 1 である。

（注 2）上表は，理由説明書の記載及び諮問庁の補足説明により作成した。

別紙 5 本件開示請求 5 (諮問第 1 2 3 号)

1 本件請求文書 5

非常勤職員の人件費，定員数の要求・内部の調整に関する文書（大臣官房以外の部署で作成されたもの含む）

2 表 5 (本件文書 5)

1 保存部 局・課室	2 文書番号及び文書名	3 e-Gov 上の行政文書フ ァイル管理簿上 の名称	4 備考
人事課	1 平成 29 年度歳出概算要求額査定表 (抜粋)	—	保存期間 1 年未満の文書
総務課	2 同上	平成 29 年度予算要求	
会計課	3 同上	—	同上
地方課	4 同上	—	同上
健康局	5 同上	—	同上
医薬・生活衛生局	6 同上	概算要求書 (平成 29 年度要求) (平成 28 年度)	
医薬局 (旧食品部)	7 同上	—	同上
職業安定局	総務課 8 25 厚生労働省所管 (職業安定局) 平成 29 年度歳出概算要求額査定表 (抜粋)	原義綴り (予算執行関係) (平成 28 年度)	
	雇用保険課 9 2505 労働保険特別会計 (職業安定局) 平成 29 年度歳出概算要求額査定表 (抜粋)	予算書等送付 (平成 28 年度)	
雇用環境・均等局	10 平成 29 年度歳出概算要求額査定表 (一般会計) (抜粋)	—	同上
子ども家庭局	11 同上	—	同上
社会・援護局 (社会)	12 厚生労働省 (社会援護局 (社会)) 平成 29 年度歳	—	同上

		出概算要求額査定表（抜粋）		
社会・援護局（援護）	1 3	平成29年度歳出概算要求額査定表（抜粋）	—	同上
障害保健福祉部	1 4	厚生労働省（障害保健福祉部）平成29年度歳出概算要求額査定表（抜粋）	—	同上
老健局	1 5	平成29年度歳出概算要求額査定表（抜粋）	—	同上
保険局	1 6	同上	—	同上
年金局	総務課	1 7	同上	同上
	事業企画課（会計室）	1 8	平成29年度歳出概算要求額査定表（年金特別会計）（抜粋）	平成29年度概算要求書
人材開発統括官	1 9	平成29年度歳出概算要求額表の該当部分	—	同上
政策統括官（社会）	2 0	平成29年度歳出概算要求額査定明細表（抜粋）	—	同上
政策統括官（労働）	2 1	平成29年度歳出概算要求額査定明細表（抜粋）	—	同上
政策統括官（統計・情報政策担当）	2 2	平成29年度歳出概算要求額査定明細表（抜粋）	0 3 概算要求書	

（注1）本件対象文書5は、2欄に掲げる文書1である。

（注2）上表は、理由説明書の記載及び諮問庁の補足説明により作成した。

別表 A

1 本件各開示請求 (関係諮問番号)	2 開示請求日	3 原処分日	4 審査請求日
本件開示請求 1 (第 109 号)	平成 30 年 2 月 18 日付け (同 月 19 日受付)	平成 30 年 10 月 5 日付け厚生労働省発 職 1005 第 3 号	平成 30 年 11 月 18 日付け (同月 20 日受付)
本件開示請求 2 (第 110 号)	同上	平成 30 年 10 月 5 日付け厚生労働省発 職 1005 第 4 号	同上
本件開示請求 3 (第 117 号)	平成 30 年 1 月 14 日付け (同 月 16 日受付)	平成 30 年 10 月 9 日付け厚生労働省発 会 1009 第 1 号	同上
本件開示請求 4 (第 122 号)	同上	平成 30 年 9 月 25 日付け厚生労働省発 人 0925 第 4 号	同上
本件開示請求 5 (第 123 号)	平成 30 年 3 月 29 日付け (同 月 30 日受付)	平成 30 年 9 月 25 日付け厚生労働省発 人 0925 第 6 号	同上

別表 B

1 開示請求	2 1 回目の補正依頼	3 2 回目の補正依頼	4 原処分の内容
本件開示請求 1	平成 30 年 3 月 22 日付けで補正依頼（同年 4 月 9 日期限）	平成 30 年 8 月 24 日付けで補正依頼（同年 9 月 7 日期限）	本件文書 1 の 13 件の文書の一覧表の上から 1 件分の行政文書について、平成 30 年 10 月 5 日付けで当該文書の全部を開示
本件開示請求 2	同上	同上	本件文書 2 の 10 件の文書の一覧表の上から 1 件分の行政文書について、平成 30 年 10 月 5 日付けで当該文書の全部を開示
本件開示請求 3	平成 30 年 2 月 16 日付けで補正依頼（同年 3 月 5 日期限）	同上	本件文書 3 の 10 件の文書の一覧表の上から 1 件分の行政文書について、平成 30 年 10 月 9 日付けで当該文書の全部を開示
本件開示請求 4	平成 30 年 2 月 15 日付けで補正依頼（同年 3 月 2 日期限）	同上	本件文書 4 の 21 件の文書の一覧表の上から 1 件分の行政文書について、平成 30 年 9 月 25 日付けで当該文書の全部を開示
本件開示請求 5	平成 30 年 5 月 30 日付けで補正依頼（同年 6 月 15 日期限）	同上	本件文書 5 の 22 件の文書の一覧表の上から 1 件分の行政文書について、平成 30 年 9 月 25 日付けで当該文書の全部を開示

（注）諮問庁は、本件開示請求 5 については、上記のほか、平成 30 年 4 月 5 日付けの補正依頼も存在するとする。